

「実地確認免除」処理業界が困惑

認定優良業者選定で

評価制度が不統一

不公平な優遇措置も懸念

現在中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会では廃棄物処理法見直し議論の大詰めを迎えているが、排出事業者責任強化と優良化の推進の問題が処理業界の一部で波紋を呼んでいる。排出事業者責任強化のため、排出事業者による処理委託先の実地確認を義務付けることを提言する方向だが、環境省が進める優良性評価制度の認定を受けている処理業者を選定した場合は、これを免除する案が報告書案に盛り込まれている。優良性評価制度にインセンティブを与える措置ではあるが、「全国で制度が統一されていない。このままでは不公平な優遇措置になってしまふ」と、業界関係者は困惑を見せている。

今回の見直しの中で、委員からは「排出事業者責任の強化による適正処理の確保と優良化はセットで進めるべき」との意見が出ている。そこで浮上したのが優良認定を受けた業者を委託先に選定した場合に実地確認を免除するという優遇措置。排出事業者責任強化の観点から委託先の実地確認などで適正処理を担保することが報告書案に盛り込まれているが、排出事業者からは「負担が大き」と依然反対意見も強い。こうした状況を踏まえ、これまでインセンティブが少ないと言われた優良性評価制度の有効活用を図る意味でも、優良認定業者を選定した場合には実地確認を免除する案が示された。

しかし、この場合優良性評価制度が全国の自治体で統一した制度として運営されていないことが問題となっている。埼玉県、大阪府、徳島県などは独自の優良性評価制度や格付け制度をすでにスタートさせており、東京都も独自制度の準備を進めている。こうした自治体の中には国の制度を運営していないところもあり、「優良業者を選定しても地域によっては優遇措置が受けられないことになる」と処理業界関係者は指摘する。国の制度は業を行ってからの年以上の業者が対象となるが、独自制度は3年以上などのところもあり微妙に条件が違ったため、「類似の独自制度も優遇対象に含めるのも逆に不公平な事態になりかねない」と難しい状況だ。

処理業界としては優良性評価制度にインセンティブを付けることは歓迎だが、その前に「優良性評価制度自体の抜本的な見直しが必要」と主張している。

平成21年9月30日
環境新聞